組合員に関する提出書類一覧表

（注）
1 △印は該当者のみ提出して下さい。
2 その他必要に応じて事実を証明するため、他の書類の提出を求めることがあります。
3 写には、原本と相違ない旨の所属所長の証明が必要です。

区分			組合員資格取得届書	組合員資格喪失届書	常勤的非常勤職員に関する証明書	組合員証	組合員被扶養者証	年金加入期間等報告書	組合員異動報告書	履歴書（人事台帳又は辞令の写）	基礎年金番号通知書の写	氏名住所口座変更申告書	組合員証等再交付申請書	任意継続組合員資格取得申出書	任意継続組合員資格喪失申出書	継続長期組合員資格取得届書	継続長期組合員資格喪失届書
組合員資格	取得	(1) 新規採用	○		△			○		○	△						
		(2) 他の共済組合から転入したとき	○					○	○	○	○						
		(3) 他の所属所から転入したとき	○						○								
		(4) 組合員種別を変更したとき							○								
	喪失	(1) 退職又は死亡したとき		○		○	△										
		(2) 他の共済組合へ転出したとき		○		○	△		○	○							
		(3) 他の所属所へ転出したとき		○		○	△		○								
	派遣	(1) 継続長期組合員となったとき				○	△									○	
		(2) 継続長期組合員でなくなったとき															○
組合員及び被扶養者の氏名・住所等の変更						△	△					○					
給付金等の振込希望金融機関の変更												○					
組合員証等の再交付を受けたいとき													○				
退職後、任意継続組合員になりたいとき														○			
任意継続組合員を脱退したいとき						○	△								○		

被扶養者に関する提出書類一覧表

（注）
1 △印は該当者のみ提出して下さい。
2 その他必要に応じて事実を証明するため、他の書類の提出を求めることがあります。
3 写には、原本と相違ない旨の所属所長の証明が必要です。

区分			組合員被扶養者証	被扶養者申告書	扶養事実の申立書	在学証明書	年金証書等の写	雇用保険受給者証の写	診断書	戸籍謄本・住民票	確定申告書・源泉徴収票の写等	給与所得者の扶養控除（異動）申告書の写	国民年金第3号被保険者関係届	国民年金被保険者住民変更届
被扶養者	認定	(1) 扶養手当の支給を受けている者		○			△	△	△		△			
		(2) 学校教育法第1条に規定する学校の学生等		○		○								
		(3) 特別職で一般職の給与条例による扶養親族に相当する場合		○	○		△	△	△		△			
		(4) その他の3親等内の親族		○	○		△	△	△	△	△	△		
		(5) 継続長期組合員でなくなったとき		○	△	△	△	△	△	△	△	△		
	取消	(1) 抹消	○	○			△	△		△	△			
		(2) 継続長期組合員になったとき	○	○										
配偶者が被扶養者になったとき（20～60歳未満）													○	
被扶養配偶者が死亡したとき （ 〃 ）													○	
被扶養配偶者の住所が変更になったとき（ 〃 ）														○